

「専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程(令和五年文部科学省告示第五十三号)第二条の規定に基づき外国人留学生キャリア形成促進プログラムとして認定された次の課程について、要件に該当しなくなったため、第三条の規定に基づき、認定を取り消す。  
令和八年三月三十一日

文部科学大臣 松本 洋平

都道府県	専修学校名	課程名	昼夜の別	修業年限
群馬県	中央医療歯科専門学校高崎校	医療専門課程 歯科衛生士学科	昼間	三年
埼玉県	東京IT会計公務員専門学校大宮校	ビジネス専門課程 会計学科	昼間	二年
		工業専門課程 ITビジネス科	昼間	二年
東京都	織田ファッション専門学校	服飾専門課程 ファッションテクニカル科	昼間	二年
		服飾専門課程 ファッションデザイン科	昼間	二年
		服飾専門課程 ファッションビジネス科	昼間	二年
大阪府	大阪総合デザイン専門学校	デザイン専門課程 デザイン学科	昼間	二年
広島県	穴吹デザイン専門学校	工業専門課程 インテリアデザイン学科	昼間	二年
		工業専門課程 グラフィックデザイン学科	昼間	二年
		工業専門課程 マンガ・アニメーション学科	昼間	二年
		工業専門課程 商品企画デザイン学科	昼間	二年